

# 島根県報

号外第一四八号  
平成十五年十二月二十六日  
(金曜日)

## 告 示

### 目 次

地域森林計画の樹立	(森林整備課)	一
地域森林計画の変更	" "	一
保安林指定施業要件の変更	" "	二
道路の区域の変更	(道路維持課)	二
道路の供用開始	" "	二
教委規則		三
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		三
人委規則		三
職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		三
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		四

## 告 示

島根県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第六条第六項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

森林計画区 高津川森林計画区 (益田市、美濃郡及び鹿足郡一円)	縦覧に供する関係書類の名称 高津川地域森林計画書 森林計画図	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課 島根県益田農林振興センター
---------------------------------------	--------------------------------------	--

島根県告示第七十八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

森林計画区 江の川下流森林計画区 (邑智郡、浜田市、江津市及び那賀郡一円)	縦覧に供する関係書類の名称 江の川下流地域森林計画書 森林計画図	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課 島根県川本農林振興センター 島根県浜田農林振興センター
森林計画区 隠岐森林計画区 (隠岐郡一円)	縦覧に供する関係書類の名称 隠岐地域森林計画書 森林計画図	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課 隠岐支庁
森林計画区 斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、大田市、安来市、平田市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡及び邇摩郡一円)	縦覧に供する関係書類の名称 斐伊川地域森林計画書 森林計画図	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課 島根県松江農林振興センター 島根県木次農林振興センター 島根県出雲農林振興センター 島根県川本農林振興センター

島根県告示第七十九号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十三年十月二十三日島根県告示第七百六十二号

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第八十号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区	間					
県道	本庄福富松江線	松江市学園南二丁目二番三二地先から同市北田町一六番地先まで	松江市学園南二丁目一番三二地先から同市殿町三四五番一地先まで	前	五・三〇 二六・〇五	メートル 七三〇・〇〇	松江土木建築事務所	路線変更 終点変更
				後	九・五〇 三六・〇〇	九四五・八六		

島根県告示第八十一号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市学園南二丁目二番三二地先から同市殿町三四五番一地先まで	メートル 九四五・八六	平成十五年十二月二十六日	松江土木建築事務所	

### 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年十二月二十六日

島根県教育委員会規則第二十六号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号を削り、同項第六号中「十年以上」を「勤務成績の良好な教職員が二十年以上」に、「第七号」を「次号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。別表第九の二において同じ。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第九号を削る。

第十七条第四号中「第六号及び第七号」を「第五号」に改め、同条第五号中「第八号」を「第六号」に改め、同条第六号を削る。

別表第九の二中

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

を

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

に改める。

附則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県人事委員会規則第二十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五号を削り、同条第六号中「十年以上」を「勤務成績の良好な職員が二十年以上」に、「第七号」を「次号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号中「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第六号

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

毎週火・金曜日発行

とし、同条第十号を削る。

第三十一条第四号中「第六号から第八号まで」を「第五号」に改め、同条第五号中「第九号」を「第六号」に改め、同条第六号を削る。

別表第二十六中

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

を

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

に改める。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十九号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和三十三年島根県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号を削り、同項第六号中「十年以上」を「勤務成績の良好な教育職員が二十年以上」に、「第七号」を「次号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号中「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法

律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。別表第十において同じ。」を削り、同号を同項第六号とし、同項第十号を削る。

第二十一条第四号中「第六号から第八号まで」を「第五号」に改め、同条第五号中「第九号」を「第六号」に改め、同条第六号を削る。

別表第十中

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

を

法第二十八条第二項第一号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間

に改める。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月二十六日印刷  
平成十五年十二月二十六日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根印刷所  
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）